

# ○西紋別地区環境衛生施設組合職員のサービスの 宣言に関する条例

〔平成21年9月25日〕  
条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づきサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ職務を行ってはならない。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

別記様式

## 宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し且つ擁護することを固く誓います。私は、地方自治法の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責任を深く自覚し全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

Ⓜ